

豊田市農業委員会議事録

令和3年8月30日、豊田市農業委員会長 横桑 鈞は、令和3年8月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第50号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第53号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第54号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第55号 農用地利用集積計画の決定について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (10名)

1 番 鈴木喜一郎	_____	_____
4 番 石川 幸子	5 番 為井 裕	6 番 近藤 和人
_____	8 番 土方 和子	9 番 梅村 逸次
10 番 水野 省治	_____	12 番 中島 匡代
_____	_____	_____
_____	_____	18 番 杉田 雅子
19 番 横条 鈞		

< 欠席委員 > (9名)

2 番 築山 正樹	3 番 西山弥太郎	7 番 杉浦 俊雄
11 番 梅村 貢司	13 番 加知 満	14 番 伊藤喜代司
15 番 伊藤 政和	16 番 浅見富士男	17 番 林 如実

< 事務局説明員 >

事務局長 小木曾哲也	担当長 加藤 泰平	主 査 鈴木 彩
主 査 伊藤 寿信	主 査 白川 佳宏	主 事 生田 卓哉

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告をしてください。

事務局： 本日の欠席委員は、2番 築山 正樹委員、3番 西山 弥太郎委員、7番 杉浦 俊雄委員、11番 梅村 貢司委員、13番 加知 満委員、14番 伊藤 喜代司委員、15番 伊藤 政和委員、16番 浅見 富士男委員、17番 林 如実委員、以上9名です。委員の半数以上の出席を得ていますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告します。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

9番 梅村 逸次委員、10番 水野 省治委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第50号から第55号までの審議案件6件とその他、報告案件5件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和3年議案第50号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第50号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

事務局： 62番、清水町の件。

担当推進委員の神谷委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

63番、福受町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

64番、若林西町の件。

担当推進委員の原田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

65番、若林東町の件。

担当推進委員の原田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

66番、駒場町の件。

担当推進委員の小山委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

67番、野口町の件。

担当推進委員の田中委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

68番、東萩平町の件。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

69番、東萩平町の件。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第50号で上程されました8件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第50号は承認決定されました。

令和3年議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

21番、竜岡町の件、農家住宅（敷地増）です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、その他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準については、その他第2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の伊藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、22番、浄水町の件、営農型太陽光発電施設（一時転用）です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

お願いします。

横糸委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第51号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第51号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

177番、本地町の件、住宅敷地（進入路）です。第2種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、178番、御幸町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、新上挙母駅からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 2件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、179番、幸町の件、建売住宅（2区画）です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、180番、渡刈町の件、宅地造成（地区計画）です。第2種農地です。判断基準は、末野原駅からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、181番、渡刈町の件、貸店舗です。第2種農地です。判断基準は、末野原駅からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員： 179番、180番、181番、問題ありません。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、182番、上郷町の件、駐車場（一時転用）です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、183番、和会町の件、粘土採取・残土処分場（一時転用）です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

お願いします。

為井委員： 182番、183番、2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、184番、竹町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に竹村駅が存在する区域です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員： 異議ありません。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、185番、前林町の件、農家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、186番、若林東町の件、自動車整備工場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の杉浦委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、187番、上原町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、上豊田駅からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 申請番号187番、問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、188番、東広瀬町の件、残土処分場（一時転用）です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、189番、力石町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、190番、力石町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、191番、石野町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、192番、城見町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、193番、勘八町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、194番、勘八町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員： 7件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、195番、御所貝津町の件、宅地造成（7区画）です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

杉田委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、196番、東保見町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、保見駅からおおむね500メートル以内です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

横糸委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第52号で上程されました20件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。
よって、議案第52号は適当である旨、承認されました。
令和3年議案第53号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和3年議案第53号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。
8番、金谷町の件、主たる従事者の死亡のためです。
担当推進委員の日高委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただ
いております。

以上、読み上げました案件につきまして、生産緑地法第10条の要件を満た
していることを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第53号において上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第53号は承認決定されました。

令和3年議案第54号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第54号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

11番、中田町の件。

担当推進委員の小山委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第54号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第54号は承認決定されました。

令和3年議案第55号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第55号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回、御審議いただくのは、利用権のうち令和3年9月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙議案第55号資料①は、利用権の総括表になります。議案第55号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙議案第55号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和3年9月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、26筆、3万1,299平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第55号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第55号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 議案12ページ及び別紙配付資料3ページ及び4ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断について。

別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案13ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

89番、和会町の案件から、17ページを御覧ください、108番、福受町の案件までの20件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案18ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について。

7番、高岡町の案件については、2アール未満の農業用倉庫につき、適用除外として既に事務局で受理していることを報告します。

続いて、議案19ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について。

41番、梶塚西町の駐車場の案件から、20ページを御覧ください、45番、拳母町の共同住宅の件までの5件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案21ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

121番、大林町に分譲住宅の案件から、24ページを御覧ください、136番、上郷町の建売住宅の案件までの16件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： これで本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時20分)

議事録署名者

印

印